

「中国独占禁止法による知的財産権濫用規制」講演

2008年8月の法施行から約7年半の法執行を経た中国独占禁止法にとって、知的財産権濫用規制は起草過程当時の最重要の課題です。下記のように2015年はまさに「知的財産権濫用規制元年」ともいうべき年となりました。

- 2015年2月 国家発展改革委員会がクアルコムによる各種の特許ライセンス慣行を独占禁止法違反と認定し、約61億人民元（約1155億円）の制裁金を課す。
- 2015年4月 国家工商行政管理総局が「知的財産権の濫用による競争排除又は制限行為の禁止に関する規定」を制定。
- 2015年年末 国家発展改革委員会が知的財産権濫用に関する独占禁止指針案を公表。

本講演は、中国独禁法を概観し、複雑な法執行体制を紹介した上で、中国における従来の知財ライセンス規制と比較します。その上で、上記規定やガイドライン案及び具体的事例を分析することを通じ、今まさに立ち現れつつある中国独禁法による知的財産権濫用規制の姿を浮き彫りにします。

【日時】 2016年3月8日（火）15:00～17:30（受付開始14:30）

【受講料】 当日、現金をご持参下さい。領収書をご用意しています。
東京会場 3,000円（税込）（講演終了後に懇親会を実施）
大阪・名古屋・九州会場 2,000円（税込）（TV中継）

【講師】 川島 富士雄氏（神戸大学大学院法学研究科 教授）



はじめに

1. 中国独禁法の概要
2. 中国独禁法の執行体制
3. 従来の知的財産権ライセンス規制
4. 独占禁止法による知的財産権濫用規制
 - (1) ガイドライン等起草過程
 - (2) 国家工商行政管理総局・知的財産権濫用規定
 - (3) 国家発展改革委員会・知的財産権濫用独占禁止指針案
 - (4) 具体的事例

課題と展望

主な著書・研究業績

- ・岸井大太郎らと共著『経済法 - 独占禁止法と競争政策 - [第7版]』（有斐閣）（2013年）
- ・「中国独占禁止法による知的財産権濫用規制」
『国際知財制度研究会報告書（平成26年度）147-176頁』（知的財産研究所編）（2015年）

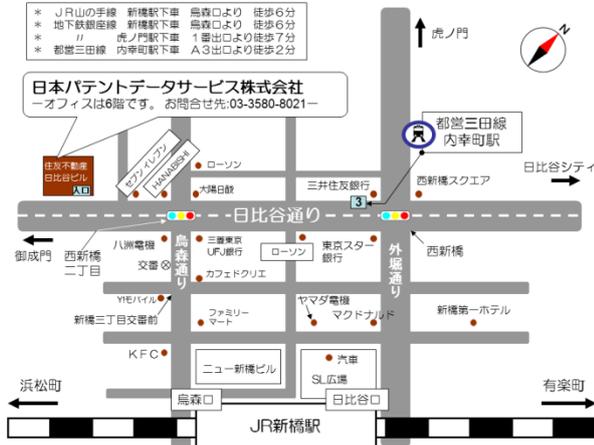
略歴：

- 1990年 東京大学法学部卒 東京大学法学部助手
- 1993年 財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センター客員研究員
- 1996年 金沢大学法学部助教授
- 2011年 名古屋大学大学院国際開発研究科 教授
- 2015年 神戸大学大学院法学研究科 教授（現職）

【東京会場】

日本パテントデータサービス(株)東京本社
 東京都港区西新橋2-8-6
 住友不動産日比谷ビル 6F 大セミナー室

定員：60名(先着順)
 受講料：3,000円(税込)



【大阪会場 (TV中継)】

日本パテントデータサービス(株)大阪営業所
 大阪市西区靱本町1-7-18
 ビーイングビル

定員：20名(先着順)
 受講料：2,000円(税込)



【名古屋会場 (TV中継)】

日本パテントデータサービス(株)名古屋営業所
 名古屋市中区栄2-10-19
 商工会議所ビル

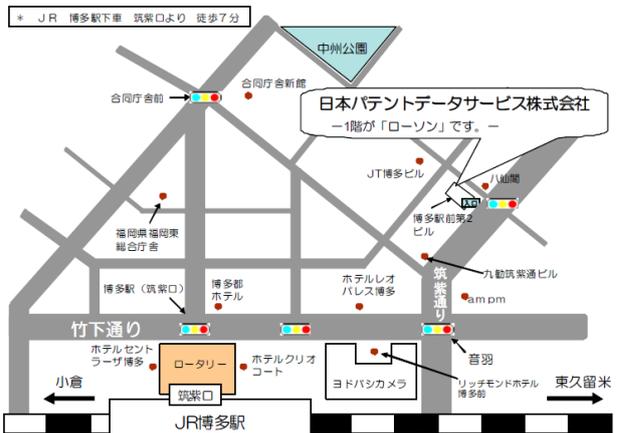
定員：15名(先着順)
 受講料：2,000円(税込)



【九州会場 (TV中継)】

日本パテントデータサービス(株)九州営業所
 福岡市博多区博多駅東2-6-23
 博多駅前第2ビル

定員：10名(先着順)
 受講料：2,000円(税込)



【申し込み】JPDS ホームページ (<http://www.jpds.co.jp/event/china-seminar1603.html>) からお申込みください。